

# INFORMATION

**商業法人登記申請を予定されている方へ**

**「商業・法人登記申請用総合ソフト」  
を用いて「登記すべき事項」をオンラ  
イン提出してみませんか？**

**★ 登記すべき事項のオンライン提出の「三つのメリット」**

- ① 登記すべき事項のオンライン提供をすると**申請書が自動で作成**されます。
- ② オンラインによって、登記申請の**処理状況を確認**したり、**手続終了**等のお知らせを受け取ることができます。
- ③ **電子署名及び電子証明書を添付する必要がありません。**

**★ 登記すべき事項のオンライン提出の「3ステップ」**

- ① 事前準備  
(申請用総合ソフト等をダウンロード)  
↓
- ② 登記事項提出書の作成・送信  
(申請用総合ソフト等で登記事項提出書を作成して送信)  
↓
- ③ 申請書の作成・登記所への提出  
(登記申請書を印刷して押印等をし、到達通知、添付書類とともに登記所に提出(持参又は郵送))

**新潟地方法務局法人登記部門**

(Tel 025-226-0955)

詳しくは、裏面をご覧ください。



【登記すべき事項のオンライン提出についてのよくあるご質問】

Q1 パソコンに詳しくないのですが・・・

A インターネットを一人で閲覧したり、オンラインショッピングの経験がある方でしたら、ご心配ありません。

Q2 費用はかかりますか。

A はじめに利用者登録が必要ですが、ソフトは無料、利用料も無料です。

Q3 電子証明書は必要ですか。

A 登記すべき事項のオンライン提出については、電子証明書は不要です。

Q4 登記すべき事項のオンライン提出って、何かメリットがあるのですか。

A 申請書総合ソフトを用いて登記すべき事項（登記事項提出書）を作成すると、登記申請書が自動で作成されます。印刷して、そのまま登記申請書としてお使いになれます。

また、事前に登記すべき事項をオンラインで提出すると、「到達通知書」が届きます。その通知書と登記申請書を一緒に登記所に提出してください。その後はご自宅のパソコンで「受付番号」「補正」「手続終了」等の通知（メール）を受け取ることができます。

Q5 自分の家のパソコンで登記申請の進行状況がわかるということですか。

A はい、そうです。

手続終了後、登記事項証明書のご請求をされる場合には、是非、「かんたん証明書請求」をご利用ください。請求された証明書はご自宅へ郵送されます（最寄りの法務局の窓口で受け取ることも可能です。）

Q6 それならばちょっと自分でやってみたいのですが・・・

A 是非、法務省ホームページにアクセスしてください。申請用総合ソフトをダウンロードできるようになっています。

\* 登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html) 又は「法務省オンライン提出」で検索してください。